

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）
 都市計画 三ツ池西地区 地区計画を次のように決定する。

| | | | | | |
|-----------------|-------------------------|--|---------|----------|----|
| 名 称 | | 三ツ池西地区 地区計画 | | | |
| 位 置 | | 各務原市鶉沼三ツ池町1丁目の一部、各務山の前町1丁目の一部 | | | |
| 面 積 | | 約 5.6 ha | | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | 当地区は、市域の中央に位置し、（都）江南関線に接しており、駐車場や資材置場などの施設用地を含め、既に概ね宅地化されている地区である。 区画の大きい幹線道路沿いにおいては、交通利便性を活かした土地の高度利用を図り、幹線道路沿い以外については、現況道路の拡幅により、多用途の土地利用となっている市街地環境の維持・向上を図り、周辺市街地との調和のとれた市街地の形成を図ることを目標とする。 | | | |
| | 土地利用の方針 | 当地区内で既に形成されている多用途の土地利用を維持・向上するとともに、主に幹線道路沿いの大型の街区については、その土地の高度利用を図る。 | | | |
| | 地区施設の整備の方針 | 大型街区を形成する現況道路の拡幅をし、地区内交通の安全・円滑化を図る。 | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地を防止するとともに、安全性、利便性の高い工場、業務・商業施設の立地を誘導する。 | | | |
| | その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 市街化区域の編入に伴い、下流河川の狭小部に悪影響を与えぬよう安全性の高いまちづくりを行うため、治水対策として調整池機能を持たせた公園等を整備する。 | | | |
| 地区整備計画 | 地区施設及び規模の配置 | 道 路 | | | |
| | | 名 称 | 幅員 | 延長 | 備考 |
| | | 区画道路1号（拡幅） | 6.0 m | 約 221 m | |
| | | 区画道路2号（拡幅） | 6.0 m | 約 175 m | |
| | | 区画道路3号（拡幅） | 6.0 m | 約 205 m | |
| | 区画道路4号（拡幅） | 2.0～3.0 m | 約 149 m | 将来幅員6.0m | |
| 建に築関事項等 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 150㎡ | | | |

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

隣接する市街化区域と一体に計画的な市街化を図るため、市街化区域への編入に併せて、土地利用の方針や地区施設の配置等を定めることにより、当該地区の適正な都市機能及び健全な都市環境の確保をめざすため。